

(あて先) 各部課かい長

成田市長 小 泉 一 成

平成23年度当初予算編成方針

平成20年9月の米国の金融危機に端を発する世界的な不況から、ようやく景気の底打ちの兆しを見た我が国の経済は、およそ2年を経過した現在、いち早く復調した中国経済の需要拡大と、エコカー補助金等の政策的内需刺激策等の効果によって、国内総生産の黒字が維持されている状況である。

しかしながら、低迷が続く欧州経済に加えて、一時持ち直したかに見えた米国経済の再度の景気後退から、円高ドル安が進展し、我が国の輸出産業を中心に設備投資や雇用情勢に暗い影が射しており、一時的な景気刺激策も需要の前倒しであり、制度終了後には反動が予測されるなど経済の先行きの不確実性が懸念される。

こうしたなかで、本市の財政状況も法人市民税の減収が著しく、平成21年度決算では、前年度比30億7千万円余り、一般財源である市税全体で約31億9千万円、9.6パーセントの減収となり、平成22年度の決算見込みにおいては、空港の固定資産税の課税標準額に対する特例措置の改正等による増収が、個人市民税、法人市民税の減収によってほぼ相殺され、市税全体として平成21年度決算と同額程度が見込まれる状況である。

また、公共事業等の特定財源としての国庫支出金については、一括交付金化への道筋が示され、平成23年度以降に段階的に実施されようとしている。これからの国の予算編成過程で決定される一括交付金の配分についての考え方は、現行の条件不利地域等に配慮した仕組みを踏まえることを基本として、自治体の事業計画に基づく配分と客観的指標による配分を用いることとしていることから、本市の他市に比べての財政的な優位性は、客観的指標による交付金の配分においては、マイナスの要素として働くことが予想される。

このように、本市を取り巻く財政状況には、流動的な面があり、社会経済情勢を注視し、的確に対応していかなければならない。

このような逆風のなかにあって、成田国際空港の夏季の旅客実績を見ると、平成21年に落ち込んだ出入国者数が、本年は、不況の引き金となった米国のリーマンショック発生直前の平成20年夏季の水準以上に回復しており、現下の経済状況においても大きな活力を生み出す空港は、本市の大切な財産として積極的に活用すべきことは、いうまでもない。

成田空港成長戦略会議の中間とりまとめで提示された「成田ブランド」の構築に向けた取組みを推進し、成田の魅力を高め、空港の活力を本市の活力として取り込んでいかなければならない。

平成23年度は、「総合5か年計画「11」の初年度にあたり、「成田市から希望を生み、希望を発信することで、必ずや他の地域にも伝わり社会を動かす風になる。」という決意の

もと、市民サービスの充実を第一に、成田空港関連事業や各種の都市基盤整備、学校適正配置等の大規模事業を着実に遂行し「生涯を完結できる街づくり」を推進するため、より一層の経費節減に努めることはもとより、これまで積み立ててきた各種基金の活用も図りつつ、効率的・効果的な予算を編成していくものとする。

1 総括事項

(1) 年間予算の編成

予算編成に当たっては、国、県及び経済の動向に注意し、総計予算主義の原則に基づき予定される歳入歳出を的確に把握し、関係部課と密接な連絡を図りながら年間予算の編成を行うこと。

また、年度途中の補正は、制度の改正に伴うもの、災害関係費等緊急なもの又は当初予算編成の段階で特に協議したもののほかは行わない方針である。

(2) 現行行財政制度による編成

国の予算、地方財政計画等もまだ決定されていないため、原則として現行行財政制度に基づき編成する。ただし、国の政策決定がなされたものや、国、県の予算案等が判明したものについては、予算編成途中で修正する。特に、歳入における補助負担金の新設や削減、廃止等、また、歳出における扶助費等の新設等については、国、県の動向を注視し、情報収集を的確に行うこと。

なお、条例等制度の改正が前提となるものについては、予算編成と並行して庁議等に諮ること。

(3) 「総合5か年計画'11」との整合

現在、策定中の「総合5か年計画'11」との整合を図ること。平成23年度の計上内容については、予算編成において確定し、当該計画にフィードバックするものである。

(4) 行政改革大綱等の予算編成への活用

「成田市第5次行政改革大綱」に示された基本的な考え方にに基づき、「成田市行政改革推進計画（平成22～24年度）」に計上された取組事項を着実に実行するとともに、新たな財源確保や、経費の削減に積極的に取り組み、簡素で効率的、効果的な行政経営に努めること。

(5) 事務事業評価等の予算への反映

事務事業評価及び市民満足度アンケートにおける評価及び意見並びに議会、監査委員の意見については、十分に参酌し、早期に対応すべきものについては、予算に反映させること。

(6) 経常的経費に係る予算編成権とインセンティブ措置

経常的経費に属する事業費については、各部局に配当するので、部局長のリーダーシップの下、PDCAサイクルを念頭に置き、各事務事業について、必要性、緊急性、費用対効果等あらゆる角度から再検証し、自ら工夫した予算編成を行うものとする。

また、各部局に配当した経常的経費に係る一般財源を削減し、その財源を新規事業又は事業拡大に充てる場合は、その事業に係る予算額を優先的に措置するものとする。

(7) 特別会計の財政運営

特別会計においては、設置目的に従い経営の合理化と経費の節減に努め、財源の確保を積極的に図り、一般会計からの繰入れについては、その繰出基準の範囲内とすることを基本とする財政運営の確保を図ること。

2 個別的事項

(1) 歳入に関する事項

① 市税

制度改正、経済動向を十分に勘案し、確実かつ最大限の年間収入見込み額を計上すること。特に、税負担の公平を期するため課税客体の完全捕捉と徴収率の一層の向上に努めること。

② 地方交付税、地方譲与税、交付金

国の予算編成状況と地方財政計画策定の方向を見極めて、的確な収入見込みを計上すること。

③ 国庫支出金、県支出金

事務事業の緊急度とその効果を十分検討し、補助金ということから安易に受け入れることなく主体的な判断に基づき取捨選択のうえ計上すること。

また、国庫補助金は、新年度から段階的に一括交付金化が予定されることから、県補助負担金も含めて、新制度設計に注目し、既存補助金等の廃止、縮減等の状況把握に努め、関係機関と十分連絡をとり、的確な見積りを行うものとする。

④ 分担金、負担金、使用料、手数料、諸収入

総体的に住民サービスの向上を図るためには、受益者に応分の負担を求めることは、重要な要素であることを十分に認識し、住民負担の公平性の確保の観点と受益者負担の原則に立って、関係事務事業費の動向に即応して見直しを行い、公正な費用負担の確保に努め、見直し後の年間収入見込額を計上すること。

また、未収金については、積極的な徴収対策を講じ、その解消に努めること。

⑤ 市債

市債の活用にあたっては、適債性、将来の財政負担を十分検討のうえ、基礎的財政収支を意識して見積りを行うものとする。

⑥ その他

零細又は捕捉困難な収入についても、なおざりにすることなく収入の増加に努めること。また、市が所有している財産の有効活用、不要な物品の売却あるいは広告収入等の新たな収入源の発掘に積極的に取り組み、財源の確保を図ること。

(2) 歳出に関する事項

事務事業の徹底的な見直しを行い、“最小の経費で最大の行政効果”をあげることが目標とすることはもとより、公と民の適切な役割分担が確保されているか、事業の果たす役割が終了していないかなど改めて検証を行い、執行経費の公平性、透明性に十分留意のうえ計上すること。

① 人件費

職員の適正な配置及び事務の簡素化、合理化を推進すること。

② 物件費等

旅費や物件費等の消費的経費については、徹底的に事務の洗い直しを行い、その削減に努めること。

旅費：全国的なものは、原則廃止。審議会等の視察は、必要最小限度を旨とし、隔年、日帰りを原則とする。

消耗品・備品等：物品の調達にあたっては、グリーン購入に努めること。また、課内で物品を使用しなくなった時は、部内あるいは庁内に情報を発信し、リユースに努めること。

食糧費：必要性を再検討のうえ、削減に努めること。

図書・追録・新聞等：パソコンの普及に伴いインターネットを最大限に活用することにより情報収集に努め、図書、追録、新聞等あらゆる面において再検討し、削減すること。

維持管理委託：施設・設備の長寿命化を図るために日常の保守管理に必要な委託項目をチェックし、仕様を検討すること。

③ 維持補修費

保守点検委託等の報告に留意し、施設の現況を的確に把握し、優先度の高いものから年間の枠の中で計画的に執行できるように努めること。

④ 補助金、負担金

新增設は、原則として行わないこととする。既存のものについては、改めて公益性を考査し、既に目的を達したもの、効果が少ないもの等については、積極的に整理を行い、他のものについても時限等を設けるなど、自主性・自立性を尊重する観点から、全般にわたり抜本的な見直しを行うこと。

また、各種団体に対する運営費補助金については、収益を上げることが目的とするものではないことを改めて認識し、繰越金等、その団体の収支状況を的確に把握し、慣例的な要求をすることなく、適正な額の算定に努めること。

なお、負担金は、原則として各負担金審議会の承認を得たもののみを計上すること。

⑤ 補助事業

国、県、市間の経費負担区分の明確化を図り、超過負担の解消については、積極的に関係機関に働きかけて財政秩序の確立に努めること。また、国、県からの委託事業については、委託金の範囲内で賄うことを原則とする。

⑥ 投資的経費

「総合5か年計画'11」における計画事業を計上し、事業費の精査を図ること。

3 各部署の経常的経費配当額

(1) 一般会計

単位：千円

企画政策部	118,284
総務部	312,739
財政部	15,975
空港部	524,398
市民生活部	255,403
環境部	602,451
福祉部	201,122
健康こども部	875,403
経済部	239,014
土木部	455,255
都市部	452,205
教育総務部	1,424,080
生涯学習部	821,770
消防本部	227,911
会計室	5,104
議会事務局	53,212
監査委員事務局	2,400
農業委員会事務局	19,882
選挙管理委員会事務局	4,721

(2) 特別会計

単位：千円

国民健康保険（事業勘定）	財政部	5,467
〃	市民生活部	36,807
国民健康保険（施設勘定）	市民生活部	22,775
下水道事業	土木部	222,976
公設地方卸売市場	経済部	104,418
老人保健	市民生活部	廃止
介護保険	福祉部	29,539
〃	健康こども部	167
農業集落排水事業	経済部	36,764
後期高齢者医療	市民生活部	3,502

配当額は、22年度予算を基本にして配当したが、今後の財政見通しにより、必要に応じて調整を行う場合もある。なお、団体補助金ならびに扶助費は、原則として配当から除外し、臨時的経費での要求項目とする。